第四条・第五条　（略）

（登録の抹消の通知等）

第三十一条　都道府県知事は、法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十六条の規定により地域限定通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　前項に規定する者（法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第三十二条　都道府県知事は、法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により地域限定通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該地域限定通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（証明書の様式）

第三十三条　法第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記第八号様式による。

（聴聞の方法の特例）

第三十四条　都道府県知事は、法第二十四条第三項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

（団体の届出）

第三十五条　法第二十四条第四項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を当該団体を構成する地域限定通訳案内士の業務区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　目的
二　名称
三　設立年月日
四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
五　事務所の所在地
六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所
七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）
八　当該都道府県知事の許可に係る法人以外の社団又は財団にあっては、定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨を書面で都道府県知事に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条・第三十七条　（略）